

令和3年7月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和3年7月9日 金曜日 午後3時03分から午後3時45分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (27人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	5番	尾古 礼隆	11番	岡田 龍男	
	6番	藤本 康央	12番	奥田 国雄	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	8番	金本 常由	15番	小原 進	

4 欠席委員 (3名) (農委4番 山下 一郎、農委13番 日野 浩一、
推委7番 荒松 将志)

5 議事録署名委員の決定 (9番 遠藤 幸子、10番 高見 利洋)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 大山町農業振興地域整備計画の変更 (一部除外) について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	齋 木 貴 敬
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山 根 江 利 子

10 会議の概要

事務局

それでは、ただ今から7月の定例農業委員会のほうを始めたいと思います。議長のご挨拶のほうを、よろしく願いいたします。

議長

今日はどうもご苦労さんでございます。

非常にこの雨がですね、降り始めてから何日もということで、多少被害があるということですけど、とことんまであったというようなことは聞いてないわけですけども、ブロッコリーなんか鋤いた後のですね、表土が流れてしまったとかということも見受けられるということで、河川が氾濫してどうなったということはあんまり聞いておりませんが、何年か前に、水路とか、たくさん傷んだわけですけども、そこまで、今日、課長に聞きますと、そこまではないよというようなことを聞いておりますが、これから出てくるかもしれないが、明日もまだもう少し雨が降ると言っておりますので、そうすると、月曜日頃からですね、何とか天気を持ち直してくるんじゃないかなあということで、これからはですね、作物にしてみればですね、ネギとかスイートコーンが最中なわけですし、非常にこれから、病気とかが出てくるんじゃないかなあということで心配するところでございます。そういうことで、早く天気が落ち着いてですね、皆さん、対応していきたいと思っております。

だんだんだんだんね、農地の貸し借りが非常に盛んになってきてですね、持っている人が非常に、この前もちょっといろいろあったりなんかして頼んだけど、みんな断られたとかってというようなことで、非常にこれからは水路やなんかやも人をお願いするというようなことが、非常に盛んになってくるんじゃないかなあということで、地域の方はまた協力のほどをよろしくお願いしたいなと思っておりますので、また相談に乗ってあげていただきたいと思います。

そういうようなことで、開会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

議長

それでは、今日は欠席の方がですね、農業委員の4番委員さん、それから13番委員さん。それから推進委員の7番委員さんがですね、遅れるということでございます。

現在27名で3名ちょっと欠席でございますが、過半数に達しますので、この会が開けることを決定いたします。

議事録署名委員については、9番委員さん、10番委員さん、よろしくお願いいたします。

議長
事務局

それでは会務報告のほうを、事務局のほう、ご説明をお願いいたします。

【会務報告】

- (6月10日) ・定例農業委員会について。
・農業委員会だより第3回編集委員会について。
- (6月24日) ・鳥取県農業会議通常総会について。

ます。〇〇の〇〇〇と〇〇の〇〇、それから〇〇ということで、〇〇農免道路のですね、周辺というところであります。〇〇の〇〇〇のほうはですね、現状はですね、耕耘はされておられませんけれども、除草はされておまして、作付けは現在行われておられません管理されております。それから〇〇のほうもですね、同じように除草がされておまして管理されております。それから、〇〇のほうはですね、現状畑ということで地目は山林ですけども、これは販売用の花木が植えられておまして、育成されて管理されております。以上のように見て帰りましたので、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 農委9番委員さん、よろしくお願いします。

農委9番委員 はい。失礼します。

24番、〇〇の田んぼですけども、現在、入会で作っておられる田んぼですべて全体に稲が作付けされていて、きれいに管理されておりました。審議のほう、よろしくお願いします。

25番、〇〇のほうですが、自家用の野菜や花を作りながら、きれいに管理されておりました。審議のほう、よろしくお願いします。

議長 現地確認のほうから報告ございました。

何かご質問、ございませんでしょうか。

推委10番委員 はい。

議長 はい、推委10番さん。

推委10番委員 推進委員10番です。

すみません。25番の〇〇の件ですけども、ちょっともう1回売買の値段をお聞かせ願いますか。ちょっと、聞き間違えたかなと。

事務局 はい。全体で※円の売買です。

推委10番委員 何か。

事務局 こちらが、ずっと今まで借りておられたようでして、お互いの話合いで、この金額になったということです。

議長 どうでしょうか。いいでしょうかいな。

推委10番委員 はい。

議長 その他ありますか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条の規定により審議を求めます。

番号6番。〇〇、畑1筆、譲渡人、■■さん、譲受人、◆◆さん。こちらは転用の目的は一般住宅ということで伺っておまして、次のページに位置図、

平面図をつけております。

農地の区分は、集団的な広がりのあるところになりますので、第1種農地であります。そこで、既存の集落に接続して、一般のお家を建てられるということで伺っております。図面のほうに、駐車場の車の絵が二つ、車が二台書いてあるんですけれども、その下の辺に書いてはございませんが合併浄化槽を設置するというので、下水道がありませんので合併浄化槽で接続するというのを伺っております。以上です。

議長 それでは、現地確認の農委1番委員さん、よろしくお願いします。

農委1番委員 はい。続けて、現地確認の説明をさせていただきます。

先ほどお話がありましたようにですね、◎◎小学校から◎◎◎◎に向かって行く町道ですね、左面、北側面に位置するところでもあります。◎◎◎◎◎◎のですね、会社事務所のちょうど道路対面というようなところで、緩やかなですね、傾斜の畑が現在あります。現在、耕作はされておられませんけれども、除草等がされてですね、きれいな状態で管理されております。全体の約1,300㎡のうちの500㎡弱を転用ということの申請であります。排水等はですね、若干、盛り土をしてですね、道路面に多分合わせると思うんですけれども、場内の排水等汚水等は、道路の前面側溝の側溝にですね放流ということと、先ほど、事務局の説明がありましたですけれども、合併浄化槽により汚水等は、前面道路の側溝に浄化放流ということになっております。雨水等は前のほうに持ってくるということでもありますので、周辺の農地等にですね、影響を与えることは少ないんじゃないかなというふうなことで見て帰りました。前面はですね、ほとんど事務所等が建っております、周辺は畑になりますけれども、そういうところの一部、500㎡の申請ということです。ご審議をお願いいたします。

議長 現地確認のご説明がございましたが、質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。ということで、今回は2件きております。

まず、次のページ8ページ目になりますが、1件目、○○のほうで、田んぼが2筆、申請が参っております。9ページに位置図をつけております。位置は、◎◎◎◎◎◎◎◎◎の向かいの辺に当たります。10ページを開いていただきますと、計画が載っておりますが、分譲宅地の計画になっております。建て売りの建築条件付きということで、9区画の計画を伺っております。

続きまして、進んでもらって13ページを開いてください。13ページのほ

うに2件目の照会が来ております。〇〇ということで、田んぼが2筆の照会です。次のページ、14ページのほうに位置図が載っておりますが、こちら〇〇地区、〇〇インターの下りてすぐのところになります。はぐってもらって、16ページ17ページのあたりに平面図、17ページのほうに立面図が載っているんですけども、▲▲▲と書いてあります。▲▲▲▲▲▲▲のコンビニになります。コンビニの転用のための農用地の除外の申請になります。そうして16ページのほうに平面図が載っているんですけども、現在、排水路、排水施設の水路について、農業用の排水路に接続することになりそうです。そして、その水路の位置について地元との調整がまだ整っていないと伺っております。現在、水路の位置は、下のほうの点線、ちょっと曲がりくねったというか、斜め左上に上がって、横に伸びて左下に下がるみたいな、点線の部分が水路になっているんですけども、これは1番上の上部、かぎ型みたいになっているんですけども、そちらのほうに、地元の方と協議をされているという状態です。当然、排水の計画が整わないと転用も出来ませんし、農用地の除外も出来ません。ですので、地元さんと調整が整わない場合は、申請を取り下げるといって伺っております。以上です。

議長 それでは、現地確認の農委9番さん、よろしくお願いいたします。

農委9番委員 はい。失礼します。

1件目の〇〇の申請地ですが、ここは◎◎◎の駅前の通りの、ほんの◎◎の前のほうで、三方がもう宅地が建っております、宅地に囲まれたようなところの農地で、現在も去年も作付けしてなかったんじゃないかなというように感じに見受けられました。周りが宅地だから、ちょっと作りにくいのかなと思いつつ見受けました。審議のほう、よろしくお願いいたします。

続いて2件目のほうですが、〇〇インターの〇〇方面の登り口、ちょうど登り口になりますが、そここのところに申請が出ておまして、先ほど説明がありましたが、場所的には、ちょうど現在、コンビニの真向かいのほうになりますし、役場の近くでもありますし、それから高速のインターのすぐ近くでもありますので、ちょっと仕方がないんじゃないかなと思いつつ見受けました。審議のほう、よろしくお願いいたします。

議長 現地確認のご説明がございましたが、何かご質問ございましたら。

この水路の件はいつ頃、何日後ぐらいには分かるかっちゅうのは、分かるんですかいな。

事務局 この申請が、ちょうど締切りのときに出てきまして、そのときのお話では、来週あたりに調整をする、地元説明会を開かれるというふうには伺ったんですけども、今回の大雨のことで、もしかしたら延びているかもしれません。はい。一応、予定としては来週の頭の頃に地元の説明会をされるということでした。

議長 そうすると、決定するっていうわけに、いくだかいかな。ちょっと次の会まで延ばすのがいいのか、今回、上げてしまうのがいいのか。その辺がちょっとどうか。

事務局 はい。あくまでも、農用地、エリアとしての除外を認めるかどうかというところの審議をしていただきたいと思いますので、その辺は影響はないかと思えます。そして、同意がとれないと当然転用も出来ませんし、申請の時点で取り下げをするという申し出をいただいておりますので、そちらのほうで対応したいと思います。もし同意がとれない場合はですね。

議長 皆さん、質問が他にありませんか。
なければ、そういう条件の下でですね、承認される方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第4号、非農地証明願いについて、事務局、ご説明をお願いいたします。
事務局 議案第4号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号2番、〇〇、畑1筆。申請人、●●さん。こちらは20年以上前から堆肥づくり用の土地として使用しているということで伺っております。次の22ページのほうに位置図をつけております。以上です。

議長 現地確認の農委1番委員さん、よろしく申し上げます。
農委1番委員 はい、失礼します。

この非農地証明の番号2ですけれども、主要地方道ですね、〇〇〇〇〇線ですね、〇〇集落を山のほうに上がったところにありまして、◎◎◎◎さんがですね、その辺一帯を花木のですね、ポット栽培等の農地として利用されているところの、ちょっと山沿いにかかったような、小さなところがあります。なぜ非農地かということになりますということですが、この418㎡の中でですね、現状、平地の部分を約100㎡未満ぐらいなところが現在ありまして、事務局からお話がありましたですけれども、ポット等で余った泥、あるいはそれらを改良してポットの泥に使ったり堆肥づくりをして使っておりますけれども、ほかの部分がですね、ほとんど山林化、原野化しておりまして、ちょっと手がつけられないというような状況であります。そういうふうに見て帰りましたので、皆さん、ご審議お願いいたします。

議長 現地確認のご説明ございましたが、質問のほうはどうでしょうか。ないでしょうか、お願いいたします。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

はい、全員賛成でございますので、承認いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 事務局のご説明ございましたが、何かご質問ありますでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので、意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)以上です。

議長 番号2番を除いてですね、何かご質問があれば。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

ちょっとすみませんが、自分のがありますので、ちょっと代理さんと代わりますので、農委14番さんと代わりますので、よろしくをお願いいたします。

(議長交代)

(農委15番委員、退室)

議長 それでは2番につきまして、当事者ということで出ていただいておりますので、2番につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。
それではないようですので、賛成される方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員ということで、承認されました。

(農委15番委員、入室)

(議長交代)

議長 37ページの報告についてですが、これは見ておいてください。確認しておいてください。37ページからですね、ずっと41ページまでお願いいたします。

それでは、報告事項として、事務局のほうからよろしくをお願いいたします。

事務局 ありません。

議長 ないようですので、その他のほうに入ります。

次の定例会はですね、8月の10日、火曜日、午後3時から中山改善センターで行いますが、よろしいでしょうか。

結構だということでございますので、8月の10日に、3時から中山改善センターのほうで行いますので、出席のほどよろしく願いいたします。

現地確認の当番については、農委10番さん、推委6番さん、推委11番さん、よろしく願いいたします。

その他のほうで、皆さん何かございますでしょうか。

推委6番委員 【その他】

・議案の取り扱いについて。

議長

それが一番大事なことで、そういうことがあったことで、よその地区で大目玉を食らったところがございますので、大山町じゃありませんけども。大事な書類でございますので、個人情報が入っておりますので大事に取り扱っていただくということでございますので、今日も言ったように個人情報でございますので、事務局から初めにあったようにですね、漏れないようにきちんと処理をお願いしたいと思います。

その他、ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、7月の定例会を、以上をもちまして終了させていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 遠藤 幸子

議事録署名委員 高見 利洋

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。